

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830001

研究課題名(和文)中国のジェンダー政策に関する比較法学的研究

研究課題名(英文)The Comparative Law Study of Chinese Gender Policy

研究代表者

李 妍淑 (LI, YANSHU)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・助教

研究者番号：90635129

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中国において唯一公認された女性団体である婦女聯合会を素材に、ジェンダー政策推進過程における「婦聯」の役割を戦後台湾の女性政策と比較検討し、中国におけるジェンダー政策にみられる特徴の解明を試みた。中国の「婦聯」は、共産党の指導を前提としている組織として強い政治的性格を持ち、国家のジェンダー政策推進過程においては、党の「別働部隊」としての役割を果たしてきた。また、「婦聯」はジェンダー問題を女性固有の問題として捉え損ねているため性別役割分業を維持し、それが国家の政策とも共鳴することで、結果的に固定化されたジェンダー構造を生み出すことになった。

研究成果の概要(英文)： This study uses the case of Women's Federation which is the only one women's organization officially authorized in China, to understand the character of the gender promotion policy in China. Comparing with Post-World War II women's policy in Taiwan, I argue that Women's Federation is connected to political process as 'betsudotai'(a detached force) of Chinese Communist Party, and its activities are presupposed that it is formed by the strong leadership of the Communist Party. And with defining gender as the issue of Woman, the Women's Federation preserves the ideological formations of sexual division as a matter of course. Consequently, the Chinese Women's Federation stabilizes the structures of gender logic in China, because it keeps the step with Chinese official gender policy.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：比較法 ジェンダー 中国法 法政策 東アジア

1. 研究開始当初の背景

中国のジェンダー政策を論じる際に、婦女聯合会（以下、「婦聯」と略す）の存在を無視することはできない。だが、「婦聯」を政府がどのように位置づけてきたのか、一般市民にとってどのような意義があったのか、必ずしも明らかではない。

1949年に組織された「婦聯」が中国のジェンダー政策に関して持つ意義をめぐっては、様々な見解がある。例えば、政治学的観点から政府との関わり合いに着目し「婦聯」の果たした役割を積極的に評価する研究もあれば、家庭内における女性の権利や地位向上に対する貢献を見出すものもある。こうした動向に対し、アメリカやヨーロッパには思想研究として中国のジェンダー問題と取り組むものもある(Tani Barlow, *The Question of Women in Chinese Feminism* や Astrid Lipinsky, *Der Chinesische Frauenverband* 等々)。

だが、法学の分野において女性政策に関わる「婦聯」の法的性格を明らかにし、女性問題の解決を図る現実の政策形成過程において、どのような法的課題があり、どのように解決すべきであったのかを検討する研究は殆どみられない。ただ、中国で女性の基本的権利に関わる問題を検討し正当に保障しようとするのであれば、ジェンダー政策の立案・推進過程と不可分に関わってきた「婦聯」の特質を明らかにする法学の観点に倣差す研究が不可欠である。本研究は、女性問題の立法的解決を先進的に行ってきた台湾を比較対象とし、中国のジェンダー政策に関わる問題を法学的側面から明らかにするものである。

研究代表者自身は、修士課程で中国におけるDVの実態と法的規制および今後の課題をテーマとする研究を始めて以来、一貫して中国の女性に関わる政策をめぐら問題と取り組んできた。また、博士課程以降は、そうした政策に潜むジェンダー観の解明をテーマとして掲げ、博士論文の完成を目指し研究を進めてきた。だが、中国の法政策に潜むジェンダー観を解明し、「婦聯」の法的性格を同定しようとするのであれば、一連の政策形成過程や実施過程で「婦聯」が果たした法的役割を明らかにする研究へと発展させ、ジェンダー政策に関する法的構造とその課題を解明する研究を進める必要がある、と考えるに至った。

2. 研究の目的

上記の研究背景と問題関心に従い、本研究では、中国の法領域で見出されるジェンダー観を解明した上で、台湾における類似の問題との比較を通じた、中国におけるジェンダー政策に関する研究を行うことにした。

したがって、本研究では具体的に以下のような課題の解明と検討を研究目的とした。

中国の立法過程から窺うことができる「婦聯」の法的性格を解明する。

女性問題の立法的解決が東アジアで最も進んでいる台湾のジェンダー政策を比較対象とし、「婦聯」のような女性団体がジェンダー政策において果たす役割を解明する。

中国におけるジェンダー政策の現状と課題を法学的見地から明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、中国におけるジェンダー政策の現状と課題を明らかにするために、関連文献の整理と精読に加えて、現地調査と資料収集および調査結果の整理と資料の分析を行うといった実証的な手法により研究を進めてきた。

(2) 現地調査は、中国や台湾に赴き、「婦聯」やその他女性団体、女性被害者のために弁護活動をしている弁護士や研究者などを対象にヒアリング調査を行った。ヒアリングを通じて、行政、司法、学界などがそれぞれの立場においてどのように女性問題の解決に取り組んできたか、現行のジェンダー法政策をどう評価しているか、ジェンダー・バイアスをなくすのに「婦聯」はどんな役割を果たしたのか、といった問題について答えを探った。なお、研究期間中に訪問した大学や団体は次の通りである。

中華全国婦女聯合会
北京市婦女聯合会
反对家庭暴力網絡 / 北京帆葆
北京市佑天律師事務所
北京衆澤婦女法律諮詢服務中心
中華女子学院法学院
中国社会科学院
大連大学法学院
大連市婦女聯合会
大連市中山区人民法院 (基層法院)
国立政治大学法律学院
婦女新知基金会 (台北)
台北市女性權益促進會
台湾婦女展業協會
亜細亜女性法学研究所 (ソウル)

(3) 資料収集の対象は、関連論文、機関誌、公文書、法令集、裁判例、入手可能な内部文

書を含む。なお、必要文献の内 1994 年以降に公表された論文は、北海道大学からアクセスできる中国語論文のデータベース (CNKI) を通じて収集し、1994 年以前に公表された論文の一部は、北大図書館、他の研究機関への複写依頼等を通じて収集した。公文書の一部は、「婦聯」のホームページで公開されているものを利用したが、そのほとんどは現地調査の際に入手している。また裁判例に関しては、「北大法意」というデータベースを利用するほか、現地調査の際に購入した関連書籍や雑誌を通じて収集した。

(4) ほかに、学会や研究会での報告を通じて、研究成果の発信とともに、中国法研究者やジェンダー研究者と情報・知見の交換を行った。

4. 研究成果

(1) 本研究で得られた所要な成果は、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割」論文としてまとめ、2012 年 12 月 25 日に北海道大学に博士請求論文として提出した。その概要は以下の通りである。

「婦聯」に関連する資料収集や現地調査、関連法規定の検討を通じて「婦聯」という組織を概観し、その特徴となる法的・政治的性格を明らかにした。婦聯は、女性たちの権利利益を代弁する組織として、唯一の公認団体という地位を占めている。そして女性たちの権利利益保護のために、婦聯は国家と女性の間を往復しながら積極的に活動してきたといえるものの、その性格は党の指導下に置かれることが前提になっているため強い政治的色彩を帯びるに至った。このことは、実際に、婦聯の運営資金はすべて中央や各地方政府の財政から賄われ、その職員はみなし公務員の扱いを受けていることから理解されるところである。また、その規模と影響力についてみると、婦聯組織の総数が全国で 85 万以上にも達していることもあって、社会的に「婦聯文化」を形成しており、女性幹部を養成する基地としても知られ、女性の政治参加の促進に多く関与してきた。

また「婦聯」は、女性の就業問題を対象として、党や国家はジェンダー法政策としてどのような方策を考え、それに対して婦聯がどのように関与してきたのかを明らかにする。婦聯は、長い間、女性が就業し自立することを「男女平等の実現」を測る唯一の指標としてきた。そのため、婦聯は女性の自立支援に向けた知識習得、職業訓練、職業斡旋、創業資金の調達など、様々な活動を展開する。

いずれも労働市場における女性の競争力を高めるためのものであり、その相手は常に男性が想定されていた。そこで注目されるのは、「婦女回家」(女は家に帰れ) すなわち、自立した社会の一員として国家の経済建設に参加するのか、出産を主たる契機とし余剰労働力を排除し家庭へ戻し、家事労働を行うような政策へと転換するのかといった問題である。「婦女回家」をめぐる論争では、女性たちの権利利益を可能な限り保障しようと志向する婦聯と、国家の建設と発展にどのように寄与するかという点から男性と同様に女性を取り扱おうとする、その意味ではまさに男女平等を推進しているかのような装いさえ見せる党とのせめぎ合いのプロセスが確認された。

女性問題を主たる業務対象とする婦聯にとって、もう一つの重要な仕事である、子どもと育児をめぐる活動とその展開プロセスが明らかにされた。従来婦聯は、女性が男性と対等に自立できることを目指し、そのための経済的基盤を確立するためにも家事労働へと専念するのではなく、生産労働への参加を通じて社会進出を促すよう活動してきた。だが、出産と育児を終えた女性たちが、再び以前と同じ条件で就業するには、公共的な家政サービスの充実が不可欠である。その意味で、婦聯は女性の就業問題に加えて、こうした子どもをめぐる福祉政策に関する活動展開についても相当の労力を費やしてきた。ここでは、党と国家が推進しようとする「子ども政策」と女性の権利利益の実質的保障と充実を求めて対抗する婦聯との往還過程が明らかにされた。

そして中国で建国後もっとも早い段階で制定された婚姻法に着目し、その改正過程を検討した。婚姻法は 1950 年に制定され、1980 年、2001 年に改正されているが、そのいずれにおいても婦聯は深く関わっており、内容面でも国家の政策を堂々と盛り込むなど、日本の家族法とは異質な特徴が確認された。また、特定の時代背景の下で生まれた 3 つの婚姻法には、その時代ごとに国家が抱えている問題が盛り込まれ、女性の権利利益より国家の利益が優先されることも少なくない。そこでの女性とは、国家という枠組みの中で、その特性ゆえに特別保護の対象とされ次第に制度に取り込まれ、そのまま固定化されていく存在であるにすぎない。このように婚姻法制定過程における婦聯の役割に注目することで、中国の法体系にみられるジェンダー秩序の様相を検討することができた。

(2) 台湾のジェンダー政策形成過程を整理し、関係官庁や関連女性団体がその際に担った役割を検討した。確かに中国と台湾では法制度が異なるが、歴史的に蓄積された社会的な行為規範の次元で見れば、法制定のバック・ボーンには伝統的女性観が控えているという点で一定の共通項が確認された。ただし、ジェンダー法政策の推進、立法、運用状況においては、台湾の場合、中国より積極的に取り組んでおり、そのプロセスにおいて国家から独立した民間女性団体の果たした役割は非常に大きいことが窺える。反面、中国の場合、「婦聯」という組織の存在ゆえに、「婦聯」（または国家）から独立し、且つ合法的な民間女性団体は殆ど存在せず、女性に関する問題はすべて「婦聯」により担当されている。このような比較作業を通じて、中国のジェンダー政策の特徴は、女性個人の権利利益を尊重したものであるというより、党の支配原理やイデオロギーを最優先したものに過ぎない点にあることが明らかになった。

(3) 中国のジェンダー政策に関する法学的研究の普遍化可能性と理論的波及効果について確認できた。本研究のように法学的観点から検討することで、これまでのジェンダー政策に関する研究には無かった視野が開けた。女性の基本権をめぐる問題はDVのように世界各地で解決に向けた取り組みがなされているが、中国は政府公認の「婦聯」が介在する点で異彩を放っている。つまり、中国では女性の権利や地位向上をめぐる法的問題は即ち政治問題として処理されている。だが、本研究のように法学的観点から政治的問題を主題とするのであれば、論争的な問題を公共的な問題とし転化させ、これを論じ得る方が実証的に確認された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(1)」北大法学論集 65 巻 2 号掲載決定(2014 年 7 月刊行予定) 査読なし

李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割」(2012 年 12 月 25 日、北海道大学に提出した博士学位請求論文)

〔学会発表〕(計 2 件)

李妍淑、「アンペイド・ワークに対する補償請求制度の運用と機能——ジェンダーの視点から中国婚姻法 40 条を問う」、現代中国法研究会第 22 回総会、2013 年 9 月 6 - 7 日、北海道大学(札幌市)

李妍淑、「ジェンダー法政策の決定プロセスにおける婦女聯合会の役割」、ジェンダー法学会第 10 回学術大会、2012 年 12 月 8 - 9 日、早稲田大学(東京都)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

李 妍淑(LI YANSHU)

北海道大学・大学院法学研究科・助教

研究者番号：90635129

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし